

内灘町生活安全対策協議会

平成 27 年度 第 1 回会議議事録

日 時 平成 27 年 6 月 24 日（水） 午後 7 時から午後 8 時

場 所 内灘町役場 4 階 408 会議室

出席者 ・ 委員 松岡委員、大徳(俊)委員、石井委員、池原委員、山本委員、
杉森委員、本江委員、谷村委員、角谷委員、吉村委員、須崎委員
吉野委員、野村委員、市川委員、大徳(茂)委員
計 15 名 欠席 5 名
・ 事務局 本 環境安全課長、堀川課長補佐、組村主事、川端囑託職員
松岡 地域振興課長 今井主事

<開 会>

◆松岡 生活安全対策協議会会長 挨拶

本年度第一回目の会議となりましたが、今回の大きな議題は新規事業である防犯カメラの設置、それから、夏の内灘海水浴場の健全運営についての 2 件でございます。本日は忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

<議題 1 内灘町の交通事故の情勢について>

◆平成 27 年、内灘町における交通事故の現状について（津幡警察署 杉森交通課長）

石川県下では交通事故発生件数、傷者数は減少しているが、死者数は増加という状況。現在まで 26 人が交通事故で亡くなり、前年比で 2 人の増です。また 26 人中 19 人が高齢者であり、全体の 7 割を超えている。津幡署管内につきましては、事故件数は増えている現状です。

内灘町については津幡警察署管内の 3 市町あるなかで最も事故件数が少なく、また、前年比で横ばいです。また、内灘町については交通死亡事故ゼロ継続中です。

◆平成 27 年 6 月 1 日改正道路交通法の施行について

自転車運転者の交通制度について新たに法改正があり、6 月 1 日から施行されました。法改正の経緯は自転車事故が多いためです。大都市圏では東日本大震災以降、公共交通機関に代わる移動手段として自転車が増加しており、それに伴い自転車事故が増加しています。

また、事故の原因も自転車に違反がある場合が多いため、法改正が行われたものです。改正の内容は、自転車運転者が危険行為を行い、3年間に2回以上摘発された場合、講習を受ける義務が発生します。危険行為は14項目あり、①信号無視 ②遮断踏切立入り ③指定場所一時不停止等 ④歩道通行時の通行方法違反 ⑤ブレーキ不良自転車運転 ⑥酒酔い運転 ⑦通行禁止違反 ⑧交差点安全進行義務違反等 ⑨歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） ⑩交差点優先車妨害等 ⑪通行区分違反 ⑫環状交差点安全進行義務違反等 ⑬路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑭安全運転義務違反です。この違反に該当して3年以内に2回検挙されると、公安委員会から講習の受講命令がきます。講習は受ける際は手数料として5,700円を支払い、約3時間の講習を受けることとなります。

<議題2 内灘町の治安情勢について>

◆平成27年中の内灘町における治安情勢について（津幡警察署 本江生活安全課長）

犯罪の認知件数について、石川県下では減少傾向です。しかし、新たに、新幹線を使ったオレオレ詐欺が発生しています。また昨年、内灘駅を利用したオレオレ詐欺も発生しました。

また振り込め詐欺については、津幡警察署管内では4件発生しており、県内でも被害が相次いでいるため、厳しい情勢です。

次に自転車盗等の身近な犯罪について、津幡警察署管内は昨年の同期から比べると減少傾向です。ただし、自転車盗と、万引き、車上狙い、器物損壊は減っていない状況です。

内灘町は津幡警察署管内で最も犯罪認知件数が少ない状況です。また、内灘町で最近増加している犯罪として、白帆台でタイヤ盗が発生しています。ここは新しい家が多くありますが、収納施設がない家等で交換したタイヤ等を積み上げておくと盗まれるということが続いています。続いて、内灘駅では自転車盗が多発傾向にあります。また小さい子供への声掛け事案も発生しており、これから夏に向い、増加が懸念されます。

<議題3 防犯カメラの設置及びその運用について>

◆防犯カメラの設置場所・位置、工期等について（事務局）

内灘町の新規事業として本年度、防犯カメラの設置を予定しています。設置場所は2箇所、3地点を予定しています。昨年度、北鉄内灘駅で事案が発生したこと、また、自転車の盗難が多発していることもあるため、内灘駅に設置します。まず1箇所、改札口方向に設置し、もう1箇所を駐輪所に向けて設置します。次の1箇所は、夏場の治安の乱れが懸念される、内灘海水浴場周辺として、内灘海水浴場口交差点としています。7月上旬にはカメラ本体を設置する予定となっています。

◆防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（案）について（事務局）

防犯カメラを設置するにあたり、内灘町防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を定めたいと考えています。要綱の必要性としては、不特定多数の人が訪れる場所に、防犯カメラを

設置するため、設置目的である犯罪の抑止、そして、犯罪発生時の警察の捜査等の協力以外については利用することがないように、運用、管理について定めるものです。また要綱として広く知らしめることにより、防犯カメラの有効性、安全性を周知していきたいと考えています。

具体的な内容については、第1条のとおり、防犯カメラの管理運用に関して、必要な事項を定めています。第2条の定義ですが、公共施設、道路、公園、駐車場、駐輪場、不特定多数の人が利用する場所にカメラの設置をするものです。第3条では、管理責任者を決めており、環境安全課長が管理責任者になることで、責任の所在を明らかにしています。続いて第4条は、設置場所についてであり、先ほど説明した通りです。稼働時間については、24時間、映像を録画するようになっています。第5条につきましては、カメラの設置と稼働を表示しなければならないという内容で、設置することの抑止効果を求めているものです。続いて第7条ですが、画像の保管および消去について、録画した画像の保管期間は、録画した翌日から七日日間以内とし、それ以後は随時新しい録画情報を上書きするという内容です。第8条は、画像データ等の外部提供についてであり、管理責任者は次の場合を除いて録画した画像を他に提供してはならないとしています。提供できる場合としてはその他法令に定めがある時、町民等の生命、身体、または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる時、法律に基づき、国または、地方公共団体が設置した、捜査機関からの犯罪捜査の目的で要請を受けた時とあります。また、この場合において、当該要請は文書によるものとし、主に、警察の捜査について求められた時のみ提供をするという内容となっています。そして最後になりますが、第9条については、内灘町情報公開条例及び個人情報保護条例を適用し、情報管理に努める内容となります。

<議題4 夏場における内灘海岸について>

◆夏場における内灘海岸について（事務局）

夏場における内灘海岸、そして、内灘海水浴場について、これまでも委員会の中では、利用者の安心・安全を保つために、非常に危惧されている、健全でないといった様々なご意見をいただいております。今年度は内灘海水浴場のオープンが正式には決まっておられませんので、昨年を取組んだ事項について、報告します。

海水浴場開設における安全対策について、7月18日に津幡署にご協力いただきナイトパトロールを開設いただきました。また週末夜間のパトロールも強化ということで、出勤をいただきました。7月26日には陸運局による水上バイクの取締り及び指導で、海上保安庁と、水上バイクのエリアの設定、そして飲酒運転等の取締りを行っております。7月27日には離岸流の対策として町、海上保安庁、そして津幡署等が参加し、チラシ配りをしています。7月31日には内灘高校のインターンシップにより、生徒と内灘海岸で安全啓発のチラシ配布とアンケート調査を行っております。

また、内灘海岸及び内灘海水浴場については、海岸のルールを定め、遊泳区域、水上バイク区域、そして自然保護を守る区域等を設定しており、その内容について啓発をしています。

次に、内灘海岸の夜間パトロールとして、7月18日、7月26日、8月22日に津幡警察署と海の家等をパトロールしています。

事件事故の発生状況については、新聞等で発表されたものとなりますが、事件については2件ありました。1件は海の家での喧嘩によるものです。もう1件は強姦致傷の疑いということで、結果的には不起訴になったものがありました。事故は3件あり、海の家で飲酒の男性が転び、頭部負傷で病院に搬送されたもの、遊泳区域外において、遊泳中の男子が海の中から上がった際、停泊していた水上バイクに頭をぶつけて医科大に搬送されたもの、そして砂浜にて男性が泥酔状態で倒れており、救急搬送がされたということがありました。昨年度は死亡事故等の大きな事故はありませんでした。

こうしたことを踏まえ、皆さんのご意見等をお聞きしたいと思います。また、毎年、内灘海水浴場連絡会というものを関係者で設けておりますが、本年は7月3日に連絡会の場を設けており、今年度の運営について協議することになっております。

<議題5 質疑・応答>

委員：自転車の運転の危険行為ですが、歩道上の通行違反とはどのようなことを言うのでしょうか？

津幡警察署：歩道を通行できる場合は一定要件があります。自転車通行可の標識が出ている場合等ですが、その時に条件が付いており、原則は徐行というものと、歩行者の通行を妨げる場合については一時停止しなさい、という法規定があります。それに違反。そして、歩行者の通行を妨げたという場合が該当します。

委員：歩道を通行しても良い場合ということですね。では、一般の標識がない歩道は通行禁止なののでしょうか？

津幡警察署：自転車が歩道を通行できるのはいくつか要件があります。先ほど言いました、自転車通行可の標識が歩道にある場合は、自転車通行可となります。基本的にその歩道は幅員2～3メートル以上の大きな歩道についています。次に人的要件があり、70歳以上の高齢者、13歳未満の児童、身体に障害がある方については、標識が付いてなくても自転車で通行しても良いことになっております。その他の場合は、車道の左端を基本的に走らなければならないとなっておりますが、道路が駐車車両や工事中で走れない場合については歩道を走行できます。その他、幹線道路等で道幅が狭く、通行車両が多い、道路の左端を走っていた場合、交通事故に遭う危険がある、という判断をされると、歩道を走行できるという法律になっております。

委員：児童の通学路というのは、原則禁止にはなっていないのですか？結局、児童が

通る時にはあまり好ましくないが、通ることができる場合には歩道を通行できるということですね。

津幡警察署：そうですね、完全に歩行者専用道路になり、歩行者のみ通行可というところは少ないと思われます。歩行者、自転車は通行可、車は通行禁止というところが多いと思います。

委員：登下校時の子どもがいる時には、自転車には離れて走るよう指示はしますが、児童がいない時にはそのまま通って良い、それでいいかどうかですね。

津幡警察署：自転車は歩道を走っても良いと法的に許される場合においても徐行と規定されておりますので、スピードの速い自転車には注意して、ゆっくり走りなさいと、指導していきたいと思っております。歩行者の通行を妨げる場合については、一時停止しなさいと法律にありますので、歩行者の保護ということを徹底して歩道を通行してほしいと思います。

委員：内灘海岸についてですが、いつも移動交番が出ておりますが、今年はどうでしょうか？

津幡警察署：まだ決定ではありませんが、昨年と同様、パトカーを、事案の発生しやすい、午後10時から午前3時頃まで、1車両、警察官2名が出るという予定にしております。その他、特に週末、津幡警察署の夜間パトロールを行うパトカーをなるべく内灘よりに走らせることや、津幡警察署管内全域パトロールする機動警らのパトカーをなるべく内灘よりにいるようにする等の対応を考えております。

委員：先日、補導員協議会で内灘駅前で鍵かけの声掛けを行いました。内灘駅で鍵をかけていた自転車が盗まれるといった例はあるのでしょうか？

津幡警察署：鍵かけていれば実際はほとんど被害がないというのが現状です。また、鍵を2つかけるダブルロックをしていれば盗まれることはほぼありません。盗難被害に遭う自転車の8割は無施錠です。

また、住宅対象の空き巣も、津幡署管内では被害に遭った住宅すべてに無施錠の部分がありました。そこで、内灘町の防犯に携わる皆様にご協力を願います。様々な啓発活動をしています。その結果からか、津幡署としては、施錠率は上がってきていると思っております。

車上狙いについても、大事なものを置かないでくださいと啓発はしているものの、パチンコ店や、現場作業をされている方、例えば瓦屋や大工等ですね、

特に夏場は、水分補給に少し現場を離れ、また少しだからと車の鍵をかけずに行くと、その間に盗まれる。このようなこともありますので、鍵は必ずかけてください。

委員：防犯カメラのことについてですが、この防犯カメラの設置については、町民に周知するのでしょうか？設置場所等について広報等で広く知らしめしてほしいと思います。

事務局：広報等を活用し、広く周知したいと思っています。また設置場所についても、目につくよう看板等で、防犯カメラ作動中を明記したいと考えています。

委員：看板はカメラを設置する柱に付けるのですか。

事務局：防犯カメラを設置する柱に目立つように付けます。

委員：このカメラの録画は7日間で消去して行くのですか？

事務局：7日間連続で録画していて、8日目以降は最初に録画した1日目から上書きして録画していきます。

<閉 会>

会長：本日も多くのご意見、ありがとうございました。以上をもって会議を閉会します。